

群馬大学学術情報リポジトリ運用指針

(目的)

1. 群馬大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、群馬大学（以下「本学」という。）において生産された電子的学術情報資源を収集し、リポジトリに蓄積・保存し、学内外に無償で発信・公開することにより、本学の学術研究の振興及び社会貢献に寄与する。

(学術情報資源の登録)

2. 登録対象となる学術情報資源は以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 学術的価値を有すること
 - (2) 内容が完成されていること
 - (3) 本学においてその主要な部分が作成されたものであること
 - (4) 電子的フォーマットで作成されていること
 - (5) ネットワークを通じて配信できること
3. リポジトリに学術情報資源を登録できる者（以下「登録者」という。）は以下のとおりとする。
 - (1) 本学に在籍する教職員及び大学院生
 - (2) その他センター長が特に認めたもの
4. 登録者は、リポジトリの登録システムを通じて、自らが作成した、もしくは作成に関わった学術情報資源を登録することができる。

(登録された学術情報資源の利用)

5. 図書館は以下の方法により、リポジトリに登録された学術情報資源を恒久的に利用する。
 - (1) 当該学術情報資源を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
 - (2) (1)の複製物は、ネットワークを通じて不特定多数に無料で公開（送信）する。
 - (3) 利用・保存のために必要な複製・媒体変換を行う。
6. 図書館は、リポジトリに登録された学術情報資源の利用については、以下のことを遵守する。
 - (1) 5. に挙げた利用方法以外による利用は行わない。
 - (2) ネットワークを通じて学術情報資源を利用する者に対し、著作権を遵守するように下記内容を周知する。
 - ・著作物の利用にあたっては、原則として著作権者に許諾を得る必要がある。
 - ・ただし、私的使用目的での複製や引用等、著作権法で定める制限規定の範囲内の利用については、著作権者に許諾を得る必要はない。

(登録の申請)

7. リポジトリに学術情報資源を登録することを希望する者(以下「申請者」という。)は、所定の申請書をセンター長に提出し、登録システムのユーザ ID 及びパスワードの発行を受けることとする。

(学術情報資源の著作権)

8. 申請者は、図書館に対し、前項の申請書において、学術情報資源の利用について著作権法上の権利である複製権及び公衆送信権を無償で許諾する。
9. リポジトリに登録された学術情報資源の著作権は著作権者に帰属する。

(学術情報資源の削除)

10. 図書館は、以下の場合に、リポジトリに登録された学術情報資源を削除することができる。

- (1) 登録者が、理由を付して削除の申請を行い、それをリポジトリの運用に関する問題を審議する委員会が承認した場合
- (2) 公序良俗に反する、または、盗用・剽窃等の理由により、リポジトリの運用に関する問題を審議する委員会が削除の決定を行った場合

(その他)

11. この指針に記載されていない事項については、必要に応じて登録申請者又は登録者と図書館が別途協議するものとする。

附則

本指針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。